

議提案第5号

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

白岡市議会委員会条例（平成24年白岡町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部、市民生活部」を「経営企画部、総務部、生活経済部」に改め、「及び市民課」を削り、同項第2号及び第3号中「市民生活部」を「生活経済部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

行政組織の改編に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。